

平成27年度 指定管理業務 事業評価書

施設名	袖ヶ浦市福祉作業所				
施設所管課名	障がい者支援課				
指定管理者名	社会福祉法人 嬉泉				
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間のうち2年目）				
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input type="checkbox"/> なし		※「一部導入」は利用料金制を導入しているが指定管理料を支出している施設		

1 施設の概要

施設の所在地	袖ヶ浦市大曾根862-1
施設の設置目的	袖ヶ浦市福祉作業所は、在宅の障がい者又は、知的障がい者であって就業することが困難なものに対して作業の場を提供し、必要な指導及び訓練を行うことにより、社会的自立の助長を図ること。
指定管理業務内容	1. 作業訓練、生活指導、その他福祉作業所を利用する者の社会的自立を助長するために必要な事項に関する業務 2. 福祉作業所施設及び設備の維持管理に関する業務 3. 福祉作業所の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 4. その他施設の運営に関して市長が認める業務

2 利用状況

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
開館日数（日）	243	243	100.0%	—	—
施設利用者数（人）	7,618	5,977	78.5%	—	—
貸室（設備）稼働率（%）	—	—	—	—	—
事業開催数	0	0	0	—	—

3 施設の経営状況

（単位：千円）

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
指定管理料	0	0	0	—	—
利用者当たり管理コスト	7.80	9.10	116.7%	—	—
利用者当たり自治体負担コスト	0	0	0	—	—

[評価結果]

評価項目	評価基準	自己評価	所管課評価
I 履行の確認			
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1) 職員配置	基準に基づき、適切な人員配置がされたか	B	A
(2) 職員研修	業務に必要な研修・教育が適切に行われたか	A	A
(3) 利用促進業務	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	B	B
2 利用者に関する業務			
(1) 利用状況	利用者数・稼働率等は、適切な水準であるか	B	B
(2) 利用[使用]料金	利用料金の設定、利用[使用]料金の徴収・減免・還付の手続きは適切であるか	A	A
3 保守点検並びに清掃等業務等			
(1) 保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか	A	B
(2) 清掃業務・維持管理業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか	A	A
(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか	A	A
(4) 修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか	B	B
4 事業の実施に関する業務			
(1) 指定事業	基準に基づく事業が適切に行われたか	B	A
(2) 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が適切に行われたか	—	—
5 個人情報の取扱	個人情報の取扱いが適正に行われたか	B	A
I の総括	当該施設評価項目数 《標準評価項目数 12本》	11本	B A
* 指定管理者の自己評価	生活介護事業においては着実に利用者が増加しており、3月末には昨年度と比べ、約倍の利用があった。就労継続支援B型事業においては1名の増員にとどまったが、より一層の利用者増員に向けて取り組みたい。		
* 施設所管課の評価	協定書の内容を遵守し、施設運営を適切に行っている。指定管理1年目であるが、従前の指定管理者より引継ぎをしっかりとこない、従前からの利用者が引き続き利用できており、利用者アンケートからも、安心して利用されていることがうかがえる。また、少しずつであるが利用者の増加があった。		
II サービスの質の評価			
1 利用者満足度	利用者アンケートを実施し、その結果は妥当であるか	B	A
2 維持管理業務 (清掃、備品等の維持管理)	日常清掃業務や衛生管理は適正であるか 備品などの設備の維持管理は適正であるか	B	A
3 運營業務 (貸出状況、接客対応等)	備品の貸出状況や消耗品等の補充状況は適切であるか 利用許可など利用者への接客対応は適切であるか	B	A
4 指定・自主事業(事業内容の質)	実施された事業内容は、質の高いものであったか	A	A
II の総括	当該施設評価項目数 《標準評価項目数 4本》	4本	B A
* 指定管理者の自己評価	書面アンケートと面談での聞き取りを行ったところ概ね好評であった。保護者の不安の多くは、管理者が変更になることで内容等が大きく変わるのではないかとということであったが、利用者の為にも大きな変更を行わなかったため安心感が持てたようであった。		
* 施設所管課の評価	協定書の内容を遵守し、施設運営を適切に行っている。指定事業の質については、法定どおりのものとなるが、各々の利用者において毎月の通所日数に大きな変動(減少)がなく、利用者において利用しやすい環境であったと思われる。		

総合評価		I・II を合わせた総合評価	自己評価	所管課評価
			B	A
総合評価に係る 総括意見	指定管理者	利用者やその保護者の声を聴く限りにおいては、概ね順調に初年度の運営を出来たのではないと思われる。また就労継続支援B型事業においては、工賃の向上を達成できた。次年度からは、生活介護事業においては内容の更なる充実を、就労継続支援B型事業においては更なる工賃の向上を目指していきたい。		
	施設所管課	協定書の内容を遵守し、施設運営を適切に行っている。		
その他特記事項 (成果・改善等)	指定管理者	生活介護事業においては、着実に利用者が増えており、問い合わせなども多い為、数年をかけて定員を満たしていける見通しであるが、就労継続支援B型事業については、上記の更なる工賃向上等の取り組みにより、魅力ある事業所となることで、利用者増員を実現していきたい。		
	施設所管課	指定管理の初年度であったが、人員配置において従前よりも充実が図られ、また利用状況から一定の質が確保され成果が現れていた。今後は特に第1うぐいす園において利用者受け入れの余地があることから、指定管理契約時の事業計画書を踏まえるなど、一層の利用者の増加を期待する。		

《評価区分》

①評価基準	<p>A (優良) = 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である</p> <p>B (良好) = 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である</p> <p>C (課題含) = 協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある</p> <p>D (要改善) = 協定書等の基準が遵守しておらず、改善の必要な内容である</p>
②総括	<p>A (優良) = 評価基準がすべてB以上であり、かつAが過半数以上である</p> <p>B (良好) = 評価基準がすべてC以上であり、かつB以上が8割以上である</p> <p>C (課題含) = 評価基準がすべてC以上である</p> <p>D (要改善) = 評価基準にDが含まれている</p>
③総合評価	<p>A (優良) = 総括がすべてB以上であり、かつAが1つ以上である</p> <p>B (良好) = 総括がすべてB以上である</p> <p>C (課題含) = 総括がすべてC以上である</p> <p>D (要改善) = 評価基準にDが含まれている</p>